

準を維持していることもあって、インドネシア等一部を除き引き続き赤字幅を拡大している。もっとも、アジア諸国の外貨準備は国際機関からの借入れ、先進国や産油国からの資金導入などの対策から総じて減少は小幅にとどまっておき、先行き債務累増などの問題はあっても、当面はさしたる問題もなく繰り返している模様である。

このような情勢の下、景況悪化の目だつ軽工業国をはじめ豪州、タイ、マレーシア、フィリピン等では、昨秋以降政策の重点を漸次インフレから景気対策に移行してきており、金融引締め政策の緩和や大型予算の編成、さらには輸入制限等の措置があいついで実施されてきた。こうした動きは更年後も引き続きみられ、シンガポール、マレーシアがさらに市中金利引下げ、貸出規制の撤廃などの緩和策を実施したほか、ニュージーランドでも総需要抑制策の一部手直しが行われた。さらに失業率の急増(12月4.5%、9月2.0%)に悩む豪州では、自動車につき量的輸入制限を導入するに至った。

この間、OPEC閣僚会議(1月24~26日)が開かれ、産油国のエネルギー問題国際会議(先進国、産油国、発展途上国による会議)への参加意向が明らかになった。昨年12月の石油価格引下げに次ぐこうしたOPEC諸国の柔軟な態度は、世界的な石油需給の緩和や石油消費国の対応姿勢の強化といった環境変化によるところが大きいとみられるが、いずれにせよこれにより産油国と石油消費国との話し合いの可能性が生じたわけで、石油問題は新しい段階に入ったものといえよう。

また、中国では10年ぶりに第4期全国人民代表大会(1月13~17日)が開催され、憲法改正、政府活動報告の採択、政府人事の決定などが行われた。このなかで経済関係については、従来の「農業を基本とし、工業を導き手とする」という経済路線の継続を確認するとともに、新たに「今世紀末までに中国経済を世界の前列に立たせる」との長期目標を設定し、さらにこれが実現のため「自力更生を主とし、外国援助を補助とする」として、は

じめて公の場で外国の技術、設備等の利用を示唆したことは注目されるところであり、こうしたことからみて今後西側諸国との接触がさらに強まるものと予想される。

(昭和50年2月5日)

米国の一般教書にみられる 経済政策について

1. はしがき

フォード大統領は1月15日、恒例の一般教書を発表した。本年の一般教書は、従来と異なり国内経済政策に高い比重が置かれ、とくに、①不況対策、②インフレ対策、③エネルギー対策、の三つの政策がパッケージとして組み合わせられて提案されていることが特色であるが、なかでも米国の景気後退の深化を映じて、減税による不況対策が最優先課題として掲げられている点が注目される。

このような経済政策の方向づけの前提となっている政府の本年経済見通しをみると、年前半は大幅な景気後退が続き、年後半には回復に転ずるものの、年間の実質成長率は-3.3%と前年(-2.2%)以上の落込みを示し、失業率(年間平均)も8.1%の高水準(同5.6%)に達する一方、物価(GNPデフレーター)は+10.8%(同+10.2%)と2桁の上昇が続くという、きわめて悲観的な予測になっている。

このような情勢の下では、政府としても思い切った政策を打ち出しにくいのは当然であり、事実、一般教書に示された経済政策についても、一方ではインフレ促進的であるとの批判があり、また他方では景気刺激策として不十分であるとの両極からの批判にさらされているのが現状である。したがって、一般教書に示された政策が、野党民主党が多数を占める議会においてどの程度まで立法化され、具体化されるかは目下のところ見通し難であるが、本教書は現在米国が志向している経済政策の方向を集約したものであり、政府の政策姿勢

をうかがううえで好個の資料と思われるので、以下その内容等について概観する。

2. 今次教書にみられる経済政策

(1) 不況対策(財政政策が中心)

イ. 個人所得税減税

1974年分個人所得税納税額のうち12%を現金で還付する。ただし、1人当り還付最高額は1,000ドルとする(本措置による減税総額120億ドル)。

なお、政府資金繰りへの影響を緩和するため還付は2回に分割して行い、議会承認が4月1日までに得られるならば第1回目の還付は5月中、第2回目は9月までに実施する。

ロ. 投資税額控除率の引上げ

企業の投資活動拡大と雇用増大を促進させるねらいから、企業(農業を含む)が75年中に据え付けられないし発注した機械設備等に対し、投資税額控除率(注1)(現行、一般企業7%、公益企業4%)を1年間に限って12%に引き上げる(本措置による減税総額40億ドル)。

なお、原子力発電、水力発電、石炭による火力発電等天然ガスや石油を使用しない発電所の建設促進のため、それら建設に対しては投資税額控除率12%をさらに2年間延長(計3年間)する。

(注1) 納付すべき所得税額から、税額控除適用対象投資額に控除率を乗じて得た税額を直接控除する制度。ただし税額控除額が25千ドルを超える場合は、25千ドルにこれを超える額の半額を加算した額の控除しか認められない。

ハ. 税制改正等

エネルギー関係の課税(後述(3)ハ、(イ)参照)に伴う税込増加分(約300億ドル)を民間に還元するため、75年中に次のような税制改正等を実施する。

(イ) 個人所得税減税

低・中所得者層に重点を置く税率の引下げおよび基礎控除額の引上げを実施する(本措置による減税総額165億ドル)。

(ロ) 最低所得層に対する給付金交付

所得が課税対象に達していない18才以上の最低所得者に対し、1人当り80ドルを給付する

(総額20億ドル)。

(ハ) 法人所得税減税

インフレによる実体のない収益への課税による税負担のひずみを是正し、企業の経済活動を振興するため最高法人税率を現行の48%から42%に引き下げる(本措置による減税総額60億ドル)。

(ニ) 地方公共団体に対する交付金増額

地方公共団体に対し、エネルギー関係の支出増に見合って交付金を増額する(総額20億ドル)。

(ホ) 税額控除

エネルギー節約の観点から、断熱工事を行った住宅に対し課税所得から当該投資額の15%(1人最高150ドル)を控除する(本措置による減税総額5億ドル)。

(ヘ) 連邦歳出の増額

エネルギー関係のコスト上昇に伴う連邦政府自体の歳出増に振り向ける(総額30億ドル)。

(2) インフレ対策(財政支出増の抑制)

財政赤字幅の拡大(75会計年度約350億ドル、76会計年度約520億ドル)に伴うインフレ圧力の増大に対処するため、①76会計年度予算(注2)において、エネルギー、国防兩対策以外の新規歳出計画を停止するとともに、②76年度の歳出抑制を図る(削減目標175億ドル)。

このため、連邦公務員給与および消費者物価指数に連動している社会保障、軍人退職年金等についてもその支払額の増加率を5%以下とする。

(注2) 予算規模の推移

	歳入		歳出		収支じり
	億ドル	%億ドル	億ドル	%億ドル	
1970 会計年度	1,937	3.1	1,966	6.6	△28
1971	1,884	-2.7	2,114	7.5	△230
1972	2,086	10.7	2,319	9.7	△232
1973	2,322	11.3	2,465	6.3	△143
1974	2,649	14.1	2,684	8.9	△35
1975 (予算教書による見込み)	2,788	5.2	3,134	16.8	△347
1976 (" 目標)	2,975	6.7	3,494	11.5	△519

なお、本財政計画が実施された場合には、平和時としては戦後最大の財政赤字(従来の平和時の最

大赤字は68年度の251億ドル)を招くことになる。

(3) エネルギー対策(高価格政策の採用により国内エネルギー需給の均衡を志向)

輸入石油に対する依存度を低下させるべく、国内エネルギーの供給量増大およびエネルギー消費の節約を図るために以下の措置を実施する。

イ. 輸入石油削減計画

(イ) 短期(1975~77年)目標

石油輸入を1975年末までに1日当たり1百万バーレル、77年末までに同2百万バーレル減少させる。

(ロ) 中期的(1975~85年)目標

石油輸入を1985年末までに1日当たり3~5百万バーレルの水準にまで低下させ、外国の石油供給によって経済混乱がもたらされるという弱点を克服する。

(ハ) 長期的(1985年以降)目標

今世紀末までに自由世界のエネルギー需要の大部分を供給するよう、エネルギーに関する技術ならびに資源を開発する。

ロ. 国内エネルギー供給増強計画

(イ) 国内石油の増産(大陸だな油田の開発等)、石炭ならびに原子力の利用促進(石炭、原子力を使用する発電所建設に優遇措置を実施、前記(1)ロ. 参照)、代替エネルギーの開発(1985年までに1日当たり1百万バーレルの液化石炭、オイル・シェールの生産実施)に努力する。

(ロ) 今後10年間に以下の計画を実施する。

- ① 200の主要原子力発電所。
- ② 250の主要新規石炭鉱山開発。
- ③ 150の主要石炭火力発電所。
- ④ 30の主要新規製油所。
- ⑤ 20の主要新規液化石炭工場。
- ⑥ 数千の新規油田掘削。
- ⑦ 18百万家庭での断熱工事の実施。
- ⑧ 効率的燃料消費車の大量生産。

ハ. エネルギー消費の節約

(イ) 石油関係に対する課税措置等

- ① 大統領権限の行使によって輸入原油と輸入

石油製品に対し輸入課徴金(fee)を賦課する(たとえば輸入原油については2月1日からバーレル当たり1ドル、3月1日から2ドル、4月1日から3ドルとする)。

ただし、議会在②で述べる国産原油に対する消費税(excise tax)を承認した時点で、輸入原油と輸入石油製品に対する上記課徴金を2ドルに固定する。

③ 国産原油および天然ガスに対して消費税を賦課する(石油関係1バーレル当たり2ドル、天然ガス1,000立方フィート当たり37セント)。

なお、国産原油ならびに新規に開発された天然ガスに対する価格統制は撤廃する。

③ 国産原油の価格統制廃止に伴い予想される石油業界の収益増を吸収するため超過利得税(windfall profit tax)を設ける。

(ロ) 長期的節約対策

- ① 新たに建築されるビルディングの効率的冷暖房基準に関する規則の制定。
- ② 住宅に断熱工事を実施したものに対する税額控除(前記(1)ハ. (ロ)参照)。
- ③ 低所得者層の断熱工事実施への援助。
- ④ 自動車の燃料経済性を1980年までに40%向上させるために、自動車排気ガス規制基準強化を5年間延長(当初1977年から実施予定)。

3. 今次一般教書の特徴

(1) 国内経済政策が中心

ニクソン前大統領の一般教書が政治・外交問題を中心に展開されていたのとまったく異なり、不況対策、インフレ対策、エネルギー対策などの国内経済政策がその内容の大半を占めており、外交問題、国防問題等の政治関係は約2割程度のスペースを占めるにすぎない。これは、フォード大統領が教書のなかで「米国の現状はよくない」とはっきり認めているように、景気後退下の米国の現在置かれている厳しい客観情勢を反映したものと見えよう。

(2) 不況対策に重点

フォード大統領は、1974年8月の大統領就任演説においてインフレを公共の敵ナンバーワンと呼び、また10月の新経済計画においても一連の増税措置を発表するなど、インフレ抑制をその最優先課題として掲げていた。これに対し今次教書においては、不況対策としては減税を、インフレ対策としては歳出抑制を、エネルギー対策としては輸入課徴金と石油消費税を掲げ、これらをパッケージとして取り扱うよう要請しているのが一つの特徴であるが、さらに大統領みずから「政策の重点をインフレ対策から不況対策に変更する」と述べたように、不況対策が前面に押し出されてきている。予想以上のペースで景気後退色が強まった（「国別動向」参照）結果とはいえ、このように、わずか3か月の間に政府の政策態度が大きな転換をした点はきわめて注目される。

4. 米国内での反響および評価

一般教書で打ち出された経済政策に対する米国内の反響は、総じていえばあまり芳しいものではない。政策の最優先課題をインフレ抑制から不況対策に転換したことに対しては、民主党筋や産業界が歓迎している一方、安定を重視する人々からはインフレ再燃に対する懸念が表明されている。また個々の対策についても、①景気対策としての減税については規模が不十分で景気刺激効果が小さい、②消費税賦課等によるエネルギー対策も消費削減効果あまり期待されない反面、物価や景気に対する悪影響の懸念が大きい、③インフレ対策としての歳出削減も増加率の抑制程度では実効が期しがたいうえ、上記減税に伴う財政赤字の増大やエネルギー価格上昇によるコスト・プッシュの結果、全体としては物価が押し上げられる可能性が大きい、とみる向きが多い。

たしかに、「インフレ抑制が引き続き重要な政策課題」である現在、エネルギー消費節約対策として価格引上げによる消費削減の方策をあえて採る必要があったのか、それとも輸入割当てに依存するのが適切なのかは判断が分かれるところであろうし、冒頭に掲げた三つの政策目標に相互に矛盾するものがあるだけに政策効果が不鮮明となっていることは否めない。しかし、不況対策とインフレ抑制については失業率と物価上昇率との間にトレード・オフの関係が存在する以上、双方を同時に満足させようとする対策を強力に打ち出すことは実際上まず不可能であるといえよう。したがって、第2次大戦後最大最長といわれる不況を迎えている一方、インフレを短期間に鎮静できるめどが立たない現状の下では、政府の対策が当面の最重要課題を不況に転換しつつも、インフレ抑制への配慮から、不況対策の内容が不十分となるのもやむをえないとみられる。

ただ問題は、政府以上に不況対策を重視する民主党が多数を占める議会審議の過程で、インフレ抑制策がさらに後退させられ、減税規模が拡大さ

米国の今次措置と74年10月8日の新経済計画の比較

	今 次 措 置	新 経 済 計 画
所 得 税	<ul style="list-style-type: none"> ○74年分個人所得税の12%還付(120億ドル減税)。 ○個人所得税の税率引下げ、基礎控除額引上げ(165億ドル減税)。 ○法人税率の引下げ(48→42%、60億ドル減税)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○75年中、個人、法人に5%の付加税新設(47億ドル増税)。
投資税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ○12%(現行、一般企業7%、公益企業4%、40億ドル減税)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○10%(33億ドル減税)。
石油関連税制	<ul style="list-style-type: none"> ○石油輸入課徴金、石油、天然ガスに対する消費税を新設。ただし、それによる税込300億ドルは不況対策として民間に還付。 	
歳出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○一部社会保障費、公務員給与等の増加率を5%以下に抑える。新規歳出を要する計画の1年間ストップ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○75会計年度の歳出規模を3,000億ドル以内に抑制。
エネルギー消費節約	<ul style="list-style-type: none"> ○石油輸入を、75年末までに1日当たり1百万バレル、77年末までに2百万バレル減少させる(自主的消費抑制のほか、上記石油関連税制の新設)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○石油輸入を75年末までに1日当たり1百万バレル減少させる(自主的消費抑制が中心)。

れる一方、歳出規模抑制のたがも外されてしまうおそれがあることである。そうなれば不況対策といういわば短期的目標のためにインフレ抑制という長期的目標が犠牲にされることとなり、新たな問題を生じることとなろう。

国 別 動 向

米 州 諸 国

◇ 米 国

実質成長率は4四半期連続減少

第4四半期の実質成長率(季節調整済み、速報)は、前期比年率 -9.1% と58年第1四半期(同 -9.2%)以来の急激な落込みを示し、また、60年第2～61年第1四半期(-0.4% 、 -1.9% 、 -2.9% 、 -0.9%)以来14年ぶりに4期連続のマイナス成長を記録することとなった。この間、GNPデフレーターは前期比年率 $+13.7\%$ (前期 $+11.9\%$)とさらに騰勢を強めた。この結果、74年中の実質成長率は -2.2% と、戦時経済から平時経済への転換という特殊事情のあった1946年(同 -12.0%)を除けば戦後最大の落込み(従来1954年 -1.4%)を示し、GNPデフレーターも $+10.2\%$ と2桁インフレを記録した(1947年の $+11.9\%$ 以来)。

第4四半期の実質成長率が急激に低下したのは、民間住宅投資が低迷(前期比年率 -25.3%)を続け、民間設備投資がここへ来て減勢を強めた(前期同 -9.6% →同 -18.9%)こともさることながら、GNP構成比の7割近くを占める個人消費が大幅に減少(同 -11.9%)したことが主因である(寄与率約9割)。

商務省は第4四半期のGNP発表に際し、年初来減少を示していた民間在庫投資が第4四半期に再び増加に転じたこともあって、「生産調整の一段の進行が今後も予想され、75年第1四半期もマイナス成長は避けられない」との見方を明らかにした。

このような状況の下、政策の最優先順位をインフレ対策から不況対策に転換させる必要があるとの意見が民間や議会でますます強まってきたほか政府関係者の間でも大勢を占めるに至り、この結果、フォード大統領は1月15日の一般教書(「要録」